

5 消安第 3426 号

令和5年9月21日

農業資材審議会長

君嶋 祐子 殿

農林水産大臣 宮下 一郎

農薬の再評価に係る意見の聴取について

農薬取締法（昭和23年法律第82号）第39条第1項の規定に基づき、下記の有効成分を含有する農薬の再評価について、貴審議会の意見を求める。

記

フェリムゾン

5 消安第 3427 号
令和 5 年 9 月 21 日

農業資材審議会長
君嶋 祐子 殿

農林水産大臣 宮下 一郎

農薬の再評価に係る意見の聴取について

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 39 条第 1 項の規定に基づき、下記の有効成分を含有する農薬の再評価について、貴審議会の意見を求める。

記

プロスルホカルブ

5 消安第 3428 号
令和 5 年 9 月 21 日

農業資材審議会長
君嶋 祐子 殿

農林水産大臣 宮下 一郎

農薬の再評価に係る意見の聴取について

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 39 条第 1 項の規定に基づき、下記の有効成分を含有する農薬の再評価について、貴審議会の意見を求める。

記

ペントキサゾン